

## 都市計画運用指針改正（新旧対照表）

（Ⅳ－２－１．Ｄ．１８ 生産緑地地区）

改 正 後	現 行
<p>18. 生産緑地地区</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 生産緑地地区の決定・変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産緑地地区の計画に当たっての留意点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 生産緑地地区に関する都市計画の<u>協議又は同意</u>をするに当たっては、都道府県の都市計画担当部局は、あらかじめ、農林水産担当部局及び自然環境を保全する観点から環境保全担当部局と緊密な連絡調整を行うことが望ましい。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>18. 生産緑地地区</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 生産緑地地区の決定・変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産緑地地区の計画に当たっての留意点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 生産緑地地区に関する都市計画の<u>同意</u>をするに当たっては、都道府県の都市計画担当部局は、あらかじめ、農林水産担当部局及び自然環境を保全する観点から環境保全担当部局と緊密な連絡調整を行うことが望ましい。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>